

退職後の医療は？

…………… 退職者医療制度 ……………

◎対象となる人は…

会社や役所等を退職した後、年金を受けることができる70歳未満の人（本人）と、その家族（被扶養者）です。

本人

… 厚生年金、船員保険または共済組合から老齢（退職）年金を受けている人で、年金の加入期間が20年以上または40歳以降10年以上ある人。

被扶養者

… 退職者本人の配偶者、三親等内の親族で年間収入が130万円未満（60歳以上の人は180万円未満）の人。

◎お医者さんに支払う一部負担金は…

本人

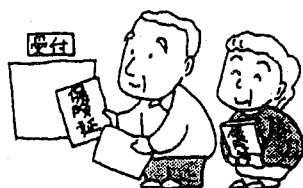
入院・通院…………… **2割**

家族

（被扶養者）

入院…………… **2割**

通院…………… **3割**



※入院時の食事代は別途負担になります。

この他に、外来で薬をもらったときは薬剤一部負担金がかかります。

◎手続きは市民窓口課①番窓口です

加入資格は、年金受給権が発生した日からです。

年金証書、国民健康保険証、印鑑を持参のうえ、早めに手続きを済ませてください。

◎該当届の送付について

退職被保険者等の資格が発生しているのに、届出をされていない方には7月の中旬に国民健康保険退職者該当届（該当届）の用紙を送付します。

「該当届」が届いた方は早めに手続きをお願いします。